童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十三年二月末現在）」を控除して得た値を様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「小学校6年生までの住民数（平成二十二年二月末現在）」から様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十二年二月末現在）」を控除して得た値で除して得た値（以下「市町村被用者・非被用者3歳から小学校6年生まで伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付・非被用者（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に市町村被用者・非被用者3歳から小学校6年生まで伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに区分「附則第八条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計に市町村被用者・非被用者3歳から小学校6年生まで伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とを合算した数とする。

3　法第三条第四項第五号の総務省令で定める児童手当引上対象児童数は、児童手当支給状況報告書における様式一第二表⑵中区分「被用者」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計の管内市町村の計に子ども手当推計調査における様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十三年二月末現在）」の管内市町村の計を様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十二年二月末現在）」の管内市町村の計で除して得た値（以下「都道府県被用者・非被用者3歳未満伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「非被用者」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計の管内市町村の計に都道府県被用者・非被用者3歳未満伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県分の児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式一第二表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計と区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計とを合算した数に子ども手当推計調査における様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十三年二月末現在）」を様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の子ども手当対象子ども数（平成二十二年二月末現在）」で除して得た値（以下「地方公務員3歳未満伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（以下「児童手当引上対象児童数（公務員）」という。）の合計数とする。

4　法第三条第七項第五号の総務省令で定める児童手当引上対象児童数は、児童手当支給状況報告書における様式一第二表⑵中区分「被用者」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に子ども手当推計調査における様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十三年二月末現在）」を様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「3歳未満の住民数（平成二十二年二月末現在）」で除して得た値（以下「市町村被用者・非被用者3歳未満伸び率」という。）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該市町村分の児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式一第二表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に市町村被用者・非被用者3歳未満伸び率を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該市町村分の児童手当上対象児童数（公務員）の合計数とする。

5　法第三条第四項第三号の総務省令で定める子ども手当負担対象の子どもの数は、各都道府県分の児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式一第二表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計並びに区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子、第二子及び第三子以降の児童数の計の合計数に地方公務員3歳未満伸び率及び三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式二第二表⑵中区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計並びに区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数及び区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、子ども手当推計調査における様式1中「①公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに「地方公共団体の公務員に係る子ども手当の支給状況報告について」（平成二十二年六月八日付け雇児発〇六〇八第一〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における別紙様式3第2表⑵中区分「小学校修了後中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（以下「子ども手当負担対象の子どもの数（公務員）の合計数」という。）と子ども手当推計調査における様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）」の「特例給付」の管内市町村の計に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「被用者」の管内市町村の計に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」と「第2子」の合計の管内市町村の計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」の管内市町村の計に四・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計の管内市町村の計に四・〇を乗じて得た数並びに様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」の管内市町村の計に四・〇を乗じて得た数の合計数とを合算した数とする。

6　法第三条第七項第三号の総務省令で定める子ども手当負担対象の子どもの数は、各市町村分の子ども手当負担対象の子どもの数（公務員）の合計数と子ども手当推計調査における様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）」の「特例給付」に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者